

## 落とし物をした場合

近くの警察署・交番・駐在所に速やかに届けてください。

(電話による遺失届も受理しています。)

デパート、駅構内などの施設で落とし物をした場合は、その施設の占有者に問い合わせてみましょう。

## 拾い物をした場合



### 1. 道路など一般的な場所で拾った場合

速やかに近くの警察署・交番又は駐在所に届け出てください。

7日以内に届け出ない場合、拾った方の権利が消失します。

- ・落とし主が見つかった場合、落とし主からお礼などを受け取る権利
- ・届出から3か月経過しても落とし主が見つからない場合、その物件を受け取る権利

落とし主が判り容易に連絡が取れる場合は、直接返還してもかまいません。

### 2. 特定の場所(駅やデパート内など)で拾った場合

速やかに駅員などの施設管理者へ届け出てください。

24時間以内に届け出ない場合、拾った方の権利が消失します。

(権利は道路など一般的な場所で拾った場合と同じです。)

## 飼い犬や飼い猫がいなくなったら



市町村役場や動物愛護センターに確認しましょう。

また、警察署で保護されている場合もあります。お問い合わせください。

飼い主の方たちへのお願い

飼い主さんへの連絡が取れるよう鑑札をつけましょう。鑑札がない場合は、首輪等に住所など連絡先を書くようにしましょう。